

令和4年度 第2回 佐久市無居住家屋等対策協議会 議事録

日 時：令和4年12月23日（金） 午前10時から午前11時

会 場：佐久市役所 南棟3階会議室

出席者：委員11名（欠席4名）

事務局4名

第二次佐久市無居住家屋等対策計画策定業務受託者1名

1 開会

2 副会長あいさつ

3 協議事項

(1) 第二次佐久市無居住家屋等対策計画（案）について

【資料1、2-1～2-2、資料3-1～3-2】

ア 事務局より、計画策定の進捗状況、計画（案）、計画に掲載する特定空家等判断基準マニュアル（案）について説明

イ 委員からの意見等

委員：資料2-1の4ページ、第2章「前計画に基づく取組」ではなく「（第一次）

佐久市無居住家屋等対策計画に基づく取組」の方が分かりやすいと思います。

事務局：「（第一次）佐久市無居住家屋等対策計画に基づく取組」に修正します。

委員：相続が面倒で、空き家をそのまま放置してしまうケースがあります。

情報提供や相談会は色々行っているかと思いますが、市役所では内容によっていろんな部署での対応になってしまうので、窓口は一本化した方が分かりやすいと思います。

事務局：相続につきましては、法改正により義務化されますので、広報による周知をはじめ、相談会や出前講座など、市民の皆様への周知啓発に取り組んでまいります。

また、空き家に関する総合窓口は建築住宅課になりますので、相談がありま

したら各団体をご紹介する等して対応してまいります。

委員：相続が大変、面倒だと思う方は確かに多いですが、亡くなってすぐ相続登記をする方は以前より増えています。相続登記は早くした方がいいという、周知の効果が出ているからだと思います。

相続登記の未了を防ぐために、法務局と長野県司法書士会で作成しているエンディングノートの活用や、出前講座、毎年2月と8月に県内各司法書士事務所で行われる相続登記無料相談会等を活用いただきたいです。

事務局：ご紹介いただいたエンディングノートや相談会、出前講座等、必要な方に情報が届くようにしてまいります。

委員：情報提供同意書制度は市が間に入りワンクッションありますが、司法書士、行政書士、建築士などの専門家が揃った所での相談会であれば、相談者が困っている様々なことについてその場でお話ができると思います。関係各所と市が協力して相談会を行っていただけるとと思います。

事務局：専門分野等、行政だけではできないこともあるため、皆様のご協力をいただきながら検討してまいります。

委員：空き家の相談は建物の話だけではなく、福祉や街づくり等様々な問題が絡んできます。居宅支援に関する窓口みたいなものを、行政と民間で協力して作れるとよいと思います。

事務局：空き家の権利関係等ありますので、空家対策として居住支援まで踏み込めるかという現状難しいと考えますが、将来的に福祉施策との接点を見つけることができれば検討してまいります。

委員：資料2-1の14ページ、図表14の第三者に影響を与える可能性のある部位についてですが、1つの家屋には該当する部位が複数ある場合もありますが、この表ではどのような数え方をしていますか。

事務局：該当する部位が複数ある家屋もありますが、この表では一番影響が高いものを数えているため、1家屋あたり1件となっています。

委員：その判断は調査員が行っているものですか。

事務局：おっしゃる通りです。

委員：基本は該当する部位が複数ある場合は、そのような表にした方が良いと思いますが、このままの図表であれば、その説明を注釈で書いたほうが良いと思います。また、計画全体で「軒数」と「件数」の漢字は統一したほうがよいと思います。

事務局：注釈をつけるようにします。漢字の統一についても全体的に見直します。

4 その他

委員から意見等なし

5 閉会